記号・番号欄か個人番号欄のどちらかを必ず記入

健康保険 特例退職被保険者資格喪失申出書

						令和	6年	1	1 1月 29		日提出		
被保険者の記号・番号 被保険者氏名				被保険者生年月日 資格喪失年月日									
88	1 2 3 4	健保 太郎			昭和 平成 令和	6	年 月 7	5	^{令和 年}	л 12	1		
個	己号番号が分からない場 3人番号(マイナンバー 己入してください) E	個人番号(マイナンバー)	資格喪失を申し出る月の翌月1日を記入									
資格喪失の事由 (該当する番号に○をつけてください)						(当組合の資格を有する日)							
1 特例退職被保険者でなくなることを希望するため (例) 国民健康保険に加入予定・家族の扶養予定							資格喪失を申し出た月の翌月1日 (申出月の末日まで)						
(2) 健康保険・船員保険等の被保険者資格を取得したため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)						就職先の資格取得日 (就職先の健康保険等の加入日の前日まで)							
(3) 障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となったため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)						後期高齢者医療制度の資格取得日 (後期高齢者制度の被保険者となった前日まで)							
(4) 生活保護の受給者となったため (「生活保護受給証明書」の添付)						受給者となった日 (受給者となった日の前日まで)							
(5) 海外に居住となったため (「住民票除票証明書」の添付)						海外居住日 (居住となった日の前日まで)							
(6) 健康保険・共済組合等の被扶養者となったため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添ん				(付)		被扶養者となった日 (被扶養者となった日の前日まで)							
(7) 死亡したため (死亡が分かる書類の写しの添付)							死亡した翌日 (死亡日まで)						

<注意事項>

- 1 必要事項を記入し、該当する項目に○をしてください。※欄は記入不要です。
- 2 就職により健康保険等の資格を取得した場合 (2番)、障害認定により後期高齢者医療制度へ加入した場合 (3番)、 健康保険・共済組合等の被扶養者となった場合 (6番)のいずれかに該当する場合は、

新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しを添付してください。

- 3 資格喪失後、医療機関で診療を受ける際、当組合の資格情報では受診することができません。 当組合の資格情報で医療機関にかかった場合は無資格診療となり、後日診療費の返還請求を行うことがあります。
- 4 特例退職被保険者でなくなることを希望した場合(1番)は、資格喪失日以降に資格喪失証明書を送付いたします。 なお、<u>「資格喪失証明書」は、資格喪失日より前に交付することはできません。</u> また、申出後に取り消すことができませんのでご注意ください。
- 5 当組合より「資格確認書」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。
- 6 当組合より「保険証」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。
- 7 医師国保、薬剤師国保等(市区町村の運営する国民健康保険以外)に加入する場合、加入後の年金種別により、 国民健康保険組合の加入日が以下のとおり変更となります。

【医師国保、薬剤師国保等の加入日】

厚生年金加入 → 勤務先の定める加入日(同日に特例退職保険を脱退)

国民年金加入 →1番の特例退職被保険者でなくなることを希望した翌月1日。

または、保険料未納による特例退職保険脱退日

※医師国保、薬剤師国保等へ加入される方は「厚生年金加入証明書」の提出が必要となります。

記号・番号欄か個人番号欄のどちらかを必ず記入

健康保険 特例退職被保険者資格喪失申出書

			令和	6	年	12月	8	1提出			
被保険者の記号・番号	褚	被保険者生年月日				資格喪失年月日					
88 1 2 3 4	健保 太郎	昭和 平成 令和	年 6	7 7	5	^{令和 年}	月 12	9			
記号番号が分からない場合は 個人番号 (マイナンバー) を 記入してください											
(1) 特例退職被保険者でなくなることを希望するため (例) 国民健康保険に加入予定・家族の扶養予定					資格喪失を申し出た月の翌月1日 (申出月の末日まで)						
② 健康保険・船員保険 (「資格情報のお知ら		就職先の資格取得日 (就職先の健康保険等の加入日の前日まで)									
(3) 障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者となったため (「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しの添付)					後期高齢者医療制度の資格取得日 (後期高齢者制度の被保険者となった前日まで)						
(4) 生活保護の受給者となったため (「生活保護受給証明書」の添付)					受給者となった日 (受給者となった日の前日まで)						
(5) 海外に居住となったため (「住民票除票証明書」の添付)					海外居住日 (居住となった日の前日まで)						
(6) 健康保険・共済組合 (「資格情報のお知ら	添付)		被扶養者となった日 (被扶養者となった日の前日まで)								
(7) 死亡したため (死亡が分かる書類の写しの添付)					死亡した翌日 (死亡日まで)						

<注意事項>

- 1 必要事項を記入し、該当する項目に○をしてください。※欄は記入不要です。
- 2 就職により健康保険等の資格を取得した場合 (2番)、障害認定により後期高齢者医療制度へ加入した場合 (3番)、 健康保険・共済組合等の被扶養者となった場合 (6番) のいずれかに該当する場合は、

新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の写しを添付してください。

- 3 資格喪失後、医療機関で診療を受ける際、当組合の資格情報では受診することができません。 当組合の資格情報で医療機関にかかった場合は無資格診療となり、後日診療費の返還請求を行うことがあります。
- 4 特例退職被保険者でなくなることを希望した場合(1番)は、資格喪失日以降に資格喪失証明書を送付いたします。 なお、<u>「資格喪失証明書」は、資格喪失日より前に交付することはできません。</u> また、申出後に取り消すことができませんのでご注意ください。
- 5 当組合より「資格確認書」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。
- 6 当組合より「保険証」の交付を受けている者は、当組合宛てに返却をお願いします。
- 7 医師国保、薬剤師国保等(市区町村の運営する国民健康保険以外)に加入する場合、加入後の年金種別により、 国民健康保険組合の加入日が以下のとおり変更となります。

【医師国保、薬剤師国保等の加入日】

厚生年金加入 → 勤務先の定める加入日(同日に特例退職保険を脱退)

国民年金加入 →1番の特例退職被保険者でなくなることを希望した翌月1日。

または、保険料未納による特例退職保険脱退日

※医師国保、薬剤師国保等へ加入される方は「厚生年金加入証明書」の提出が必要となります。